

# 9 建設・土木・工事

## (1) 建物

### ○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

特定優良賃貸住宅の供給計画の認定に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
1	第2条第1項	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	本庁	0	優良賃貸住宅の認定等にあたり良否を判断できる技術職員の配置を要する。	法律上は市の事務 ※「特定優良賃貸住宅」とは、賃貸住宅の建設・管理に関する計画に基づき建設される賃貸住宅を指す。	全町村
2	第3条	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定(認定の基準)	本庁	0			
3	第4条	計画認定の通知	本庁	0			
4	第5条第1項	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定	本庁	0			
5	第5条第2項	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定の通知	本庁	0			
6	第8条	報告の徴収	本庁	0			
7	第9条	認定事業者の地位の承継に係る承認	本庁	0			
8	第10条	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の改善命令	本庁	0			
9	第11条第1項	特定優良賃貸住宅の計画の認定の取消	本庁	0			
10	第11条第2項	計画の認定の取り消しの通知	本庁	0			
11	第20条	罰則(補助に係る改善命令違反)	本庁	0			
12	第21条	罰則(第13条第1項の規定違反)	本庁	0			
13	第22条	罰則(管理報告義務違反)	本庁	0			
14	第23条	罰則(法人等への準用)	本庁	0			

### ○高齢者の居住の安定確保に関する法律

終身賃貸借事業の認可に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
15	第52条	終身建物賃貸借事業の認可	本庁	0	優良賃貸住宅の認定等にあたり良否を判断できる技術職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市の事務 ※「終身賃貸事業」とは、自ら居住するため住宅を必要とする60歳以上の高齢者又は配偶者を賃借人として、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸する事業を指す。	人口10万人以上の市
16	第54条	終身賃貸借事業の認可(認可の基準)	本庁	0			
17	第55条	事業の認可の通知	本庁	0			
18	第56条第1項	終身賃貸借事業の変更の認可	本庁	0			
19	第56条第2項	終身賃貸借事業の変更の認可の通知	本庁	0			
20	第58条	終身賃貸借解約の承認	本庁	0			
21	第65条	認可事業者への助言及び指導	本庁	0			
22	第66条	報告の徴収	本庁	0			
23	第67条	認可事業者の地位の承継に係る承認	本庁	0			
24	第68条	認可事業者の認可住宅の管理に対する改善命令	本庁	0			
25	第69条第1項	終身賃貸借事業の認可の取消し	本庁	0			
26	第69条第2項	終身賃貸借事業の認可の取消しの通知	本庁	0			
27	第70条第1項	事業の廃止の届出の受理	本庁	0			

○宅地造成等規制法

宅地造成工事規制区域の指定に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
28	第3条	宅地造成工事規制区域の指定	本庁	0	現在、県内に規制区域の指定はないため、事務量の蓄積に留意する必要がある。 法第3条の区域指定を条件として第19条までの移譲が可能 なお、法の実効性のためには、第3条と第19条の指定は同一の処分権者とすることが必要	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務  地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村 (山形市は 済)
29	第4条	指定に係る現地調査のための立入	本庁	0			
30	第5条第1項	立入調査等に係る土地の試掘等の許可	本庁	0			
31	第6条第2項	立入調査等に係る土地の試掘等の許可証の交付	本庁	0			
32	第8条第1項	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可	本庁	0			
33	第10条	工事の許可又は不許可の処分及び通知	本庁	0			
34	第11条	国等が行う工事に係る協議	本庁	0			
35	第12条	宅地造成に関する工事の変更許可	本庁	0			
36	第13条第1項	工事の完了の検査及び検査済証の交付	本庁	0			
37	第14条第1項	工事の許可の取消	本庁	0			
38	第14条第2項	工事の停止及び災害防止の措置命令	本庁	0			
39	第14条第3項	宅地使用の禁止等及び災害防止の措置命令	本庁	0			
40	第14条第4項	緊急の場合における工事に従事する者に対する作業停止の命令	本庁	0			
41	第14条第5項	災害防止の措置の代行及び措置を代行する旨の公告	本庁	0			
42	第15条	宅地造成工事規制区域の指定の際、当該区域内で行われている宅地造成に関する工事等の届出受理	本庁	0			
43	第16条第2項	宅地の所有者等に対する災害防止のための措置の勧告	本庁	0			
44	第17条	宅地等の所有者等に対する災害発生の防止のための改善命令	本庁	0			
45	第18条第1項	宅地造成工事規制区域内の宅地への立入検査	本庁	0			
46	第19条	宅地の所有者等に対する報告聴取	本庁	0			
47	第20条第1項	造成宅地防災区域の指定	本庁	0			
48	第20条第2項	造成宅地防災区域の解除	本庁	0			
49	第21条第2項	災害防止のための勧告	本庁	0			
50	第22条第1項	造成宅地防災区域内の所有者等への改善命令	本庁	0			
51	第22条第2項	造成宅地防災区域内の所有者等以外への改善命令	本庁	0			

○租税特別措置法

優良宅地認定に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
52	第28条の4第3項	優良な宅地の供給に寄与する旨の認定(宅地の造成が他の市町村の区域にわたるものを除く。)	本庁	0			全市町村
53	第31条の2第2項		本庁	0			
54	第62条の3第4項		本庁	0			
55	第63条第3項		本庁	0			

特定の民間再開発事業の認定及び土地、建物等の譲渡に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
56	第31条の2第2項	特定の民間再開発事業の認定	本庁	0			都市計画区域指定市町村

特定民間再開発事業の認定及び建築物等の取得に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
57	第37条の5第1項	特定民間再開発事業の認定	本庁	0			都市計画区域指定市町村
58	第37条の5第5項	地区外転出事情の認定	本庁	0			

## (2) 建築

### ○建築基準法

#### 申請書等の受付等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		国土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
59	第6条第1項	県の建築主事に対する申請書の受理等及び申請に係る建築物等の敷地等の状況調査	—	—			
60	第7条第1項等	県の建築主事に対する申請の受付	—	—			
61	第7条の6第1項	認定に係る知事等に対する申請の受付	—	—			
62	第15条第1項	知事に対する届出の受付	—	—			
63	第18条第2項	県の建築主事に対する通知書の受理等及び建築物等の敷地等の状況調査	—	—			
64	第18条第16項	県の建築主事に対する通知の受付	—	—			
65	第18条第24項	認定に係る知事等に対する申請の受付	—	—			
66	第42条第1項	指定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
67	第43条第2項第2号	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
68	第44条第1項第3号	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
69	第44条第1項第4号	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
70	第47条	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
71	第48条	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
72	第51条	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
73	第52条第10項、第11項、14項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
74	第53条第4項、第6項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
75	第53条の2第1項第3号	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
76	第55条第2項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
77	第55条第3項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
78	第56条の2第1項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
79	第57条第1項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
80	第57条の2第1項	指定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
81	第57条の3第1項	指定の取消に係る知事に対する申請の受付	—	—			
82	第59条第1項第3号、4号	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
83	第59条の2第1項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
84	第68条の3第1項～3項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
85	第68条の3第4項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
86	第68条の4	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
87	第68条の5の3第2項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
88	第68条の5の5第1項、第2項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
89	第68条の7第5項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
90	第3条第1項第4号等	建築物の認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
91	第3条第1項第3号等	知事に対する申請の受付	—	—			
92	第74条の2第3項等	知事等に対する届出の受付	—	—			
93	第76条第1項	認可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
94	第85条	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
95	第86条第1項、第2項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			

法律上は特定行政庁  
(建築基準法第4条第1  
項・第2項[山形市])の事  
務

特例条例により山形市を  
除く全市町村に移譲済み

全市町村  
(済)

96	第86条の2第1項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
97	第86条の5第1項	認定の取消しに係る知事に対する申請の受付	—	—			
98	第86条の6第2項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
99	第87条の3第3項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
100	第87条の3第5項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
101	第87条の3第6項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
102	第90条の3	知事に対する届出の受付	—	—			
103	第43条第2項第1号	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
104	第53条第5項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
105	第53条の2第1項第4号	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
106	第57条の4第1項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
107	第68条第1項第2号、2項第2号、3項第2号	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
108	第68条第5項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
109	第68条の3第7項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
110	第86条第3項、第4項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
111	第86条の2第2項、第3項	許可に係る知事に対する申請の受付	—	—			
112	第86条の8第1項、第3項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
113	第87条の2第1項	認定に係る知事に対する申請の受付	—	—			
						法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務	全市町村(山形市は済)

建築確認等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部		建築住宅課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
114	第3条第1項等	保存建築物等の認定等	本庁	0				
115	第6条	建築確認(変更確認)	総合支庁	646				
116	第22条第1項	屋根不燃化区域等の位置の指定	本庁	0				
117	第7条第1項	建築物の完了検査	総合支庁	495				
118	第7条の3第2項	建築物の中間検査	総合支庁	14				
119	第7条の6	仮使用の認定	総合支庁	9				
120	第9条	違反建築物の除却、使用禁止、使用制限等の是正命令、緊急時の使用禁止命令、工事施行停止命令等	本庁	0				
121	第10条	保安上危険な建築物の除却命令、使用禁止等危険防止のための措置命令	本庁	0				
122	第12条	建築物、建築設備に関する定期報告等	総合支庁	3,484	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。	法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務		全市町村(山形市は済)
123	第18条	国、都道府県等の建築物に対する確認・検査等の特例	総合支庁	49				
124	第87条の2	建設設備の建築確認・検査	総合支庁	59				
125	第88条	工作物の建築確認・検査	総合支庁	163				
126	第90条	工事現場の危害防止のための除却等措置命令、緊急時の使用禁止等	本庁	0				
127	第90条の2	工事中の特殊建築物等に係る措置命令、緊急時の使用禁止等	本庁	0				
128	第44条第1項等	道路内の建築制限に係る例外の許可等	本庁	0				
129	第45条	私道の変更又は廃止	総合支庁	1				
130	第73条第1項等	建築協定の認可等	本庁	0				

## ○建築基準法施行令

### 申請書等の受付等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
131	第131条の2第2項	認定に係る知事に対する申請の受付	-	0		法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務	全市町村(済)
132	第131条の2第3項					特例条例により山形市を除く全市町村に移譲済み	
133	第137条の16第1項第二号	認定に係る知事に対する申請の受付	本庁	0	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。	法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務	全市町村(山形市は済)

## ○山形県建築基準条例

### 申請書等の受付等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
134	第1条の3但し書き等	建築の制限の特例等の認定に係る知事に対する申請の受付	-	-		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
135		建築の制限の特例等の認定	総合支庁	0	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。		全市町村

## ○建築基準法施行細則

### 申請書等の受付等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
136	第5条から第8条	知事等に対する届出の受付	-	-		法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務 特例条例により山形市を除く全市町村に移譲済み	全市町村(済)

## ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

### 建築物のエネルギーの効率的利用に係る事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
138	第12条 第13条	大規模な非住宅建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定等	本庁	0	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。	法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務	全市町村(山形市は済。米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市は一部済)
139	第16条	建築物の住宅部分のエネルギー消費性能の確保に係る指示又は協議等	総合支庁	0			
140	第19条 第20条	建築物の建築に係る届出、指示等	総合支庁	192			
141	第21条	建築物に係る検査等	総合支庁	0			
142	第30条	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	本庁	9			
143	第31条	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	本庁	1			
144	第32条	認定建築主に対する報告の徴収	本庁	0			
145	第33条	認定建築主に対する改善命令	本庁	0			
146	第34条	計画の認定の取消し	本庁	0			
147	第36条	建築物のエネルギー消費性能に係る認定	本庁	0			
148	第37条	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	本庁	0			
149	第38条	基準適合認定建築物に係る検査等	本庁	0			

## ○長期優良住宅の普及の促進に関する法律

### 住宅の長期にわたり良好な状態での使用に係る事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
150	第5条	長期優良住宅建築等計画の認定	総合支庁	330	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。	法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務	全市町村(山形市は済。米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市は一部済)
151	第8条	認定を受けた計画の変更認定	総合支庁	8			
152	第9条	譲渡人を決定した場合における計画の変更	総合支庁	14			
153	第10条	地位の継承	総合支庁	1			
154	第12条	認定計画実施者に対する報告の徴収	総合支庁	0			
155	第13条	認定計画実施者に対する改善命令	総合支庁	0			
156	第14条	計画の認定の取消し	総合支庁	0			
157	第15条	認定計画実施者に対する指導及び助言	総合支庁	0			

## ○都市の低炭素化の促進に関する法律

### 建築物の低炭素化に係る事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
158	第53条	低炭素建築物新築等計画の認定	本庁	2	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。	法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務	全市町村(山形市は済。米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市は一部済)
159	第55条	認定を受けた計画の変更認定	本庁	0			
160	第56条	認定建築主に対する報告の徴収	本庁	0			
161	第57条	認定建築主に対する改善命令	本庁	0			
162	第58条	計画の認定の取消し	本庁	0			
163	第59条	認定計画実施者に対する指導及び助言	本庁	0			

## ○建築物の耐震改修の促進に関する法律

### 特定建築物の耐震診断等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
164	第8条第1項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告徴収及び是正命令	本庁	0	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。	法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務	全市町村(山形市は済)
165	第12条第1項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修についての指導及び助言	本庁	0			
166	第12条第2項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修についての指示	本庁	0			
167	第13条第1項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告徴収及び検査	本庁	0			
168	第15条第1項	特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導、助言	本庁	0			
169	第15条第2項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指示	本庁	0			
170	第15条第4項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する報告徴収、検査等	本庁	0			
171	第17条	建築物の耐震改修計画の認定	本庁	0			
172	第18条	建築物の耐震改修計画の変更認定	本庁	0			
173	第19条	計画認定建築物に係る耐震改修の状況の報告徴収	本庁	0			
174	第20条	計画認定事業者に対する改善命令	本庁	0			
175	第21条	耐震改修計画の認定の取消	本庁	0			
176	第22条第2項	建築物の安全性の認定	本庁	0			
177	第23条	建築物の安全性の認定の取消	本庁	0			
178	第24条	建築物の安全性の認定建築物に対する報告徴収及び検査	本庁	0			
179	第25条第2項	区分所有建築物の安全性の認定	本庁	0			
180	第27条第1項	要耐震改修認定建築物に対する指導及び助言	本庁	0			
181	第27条第2項	要耐震改修認定建築物に対する指示	本庁	0			
182	第27条第4項	要耐震改修認定建築物に対する報告徴収及び検査	本庁	0			
183	附則第3条	要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告受理	本庁	0			

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

特別特定建築物に対する基準適合命令等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
184	第15条	特別特定建築物に対する基準適合命令	総合支庁	0	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。	法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務  ※「特定建築物」とは、学校、病院、ホテルなど、多数の者が利用する建築物を指す。  ※「特別特定建築物」とは、高齢者・身体障害者等の円滑な利用が特に必要な特定建築物を指す。	全市町村(山形市は済)
185	第17条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	総合支庁	0			
186	第18条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画変更の認定	総合支庁	0			
187	第53条	報告の徴収	総合支庁	0			
188	第21条	改善命令	総合支庁	0			
189	第22条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消	総合支庁	0			

特定路外駐車場の設置等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
190	第12条第1項	特定路外駐車場の設置の届出の受理	本庁	0		法律上は市の事務    地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村
191	第12条第2項	特定路外駐車場の変更の届出の受理	本庁	0			
192	第12条第3項	違反に対する是正命令	本庁	0			
193	第38条第3項	実施勧告のうち路外駐車場特定事業に係るもの	本庁	0			
194	第38条第4項	措置命令のうち路外駐車場特定事業に係るもの	本庁	0			
195	第53条第2項	報告及び立入検査	本庁	0			

### (3) 工 事

#### ○電気工事業の業務の適正化に関する法律

##### 電気工事業の登録等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
196	第3条第1項	電気工事業者の登録	総合支庁	11	主として同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。 (建設業法に基づく建設業の登録者との整合性を図る必要がある。)		人口10万人以上の市
197	第3条第3項	登録電気工事業者の登録の更新	総合支庁	51			
198	第6条	電気工事業者の登録の拒否	総合支庁	0			
199	第9条	登録電気工事業者の承継届の受理	総合支庁	0			
200	第10条	登録電気工事業者の変更届の受理	総合支庁	0			
201	第11条	登録電気工事業者の廃止届の受理	総合支庁	22			
202	第12条	登録電気工事業者の登録証の再交付	総合支庁	0			
203	第16条	登録電気工事業者の謄本の交付	総合支庁	0			
204	第17条の2	電気工事業の開始・廃止の通知	総合支庁	0			
205	第28条第1項	登録電気工事業者の登録の取消等	総合支庁	0			
206	第30条	登録取消・業務停止命令に対する聴聞	総合支庁	0			
207	第34条	建設業者に対する登録・通知の特例	総合支庁	0			

##### 電気工事業者に対する検査・指導等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
208	第17条第2項	電気工事の施工の差止命令	総合支庁	0	主として同一市町村の区域内で活動する事業者に限る。 (建設業法に基づく建設業の登録者との整合性を図る必要がある。)		人口10万人以上の市
209	第17条の3	通知電気工事業者の事業開始延期の勧告	総合支庁	0			
210	第27条	危険等防止のための措置命令	総合支庁	0			
211	第28条第2項	通知電気工事業者の事業停止命令	総合支庁	0			
212	第29条	電気工事業者への立入検査	総合支庁	181			

#### ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

##### 対象建設工事の届出受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建設企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
213	第10条	対象建設工事の届出受理等	総合支庁	1,935	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。	法律上は建築主事を置く市町村(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市)の事務	全市町村(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
214	第11条	国等による対象建設工事の通知受理	総合支庁	680			
215	第14条	分別解体等の実施に関する助言・勧告	総合支庁	4			
216	第15条	分別解体等の方法の変更に関する措置命令	総合支庁	0			
217	第42条第1項	分別解体等の情報の報告に関する報告徴収	総合支庁	6			
218	第43条第1項	立入検査	総合支庁	0			

## (4) 浄化槽等

### ○浄化槽法

#### 浄化槽の設置等の届出等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
219	第5条	浄化槽の設置等の届出、勧告及び変更命令	総合支庁	403	建築主事を置く市町村(特定行政庁等)になる必要がある。	法律上は特定行政庁(建築基準法第4条第1項・第2項[山形市])の事務(以下同じ)	全市町村(山形市は済)

#### 浄化槽の設置に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
220	第5条第1項	浄化槽の設置又はその構造等の変更の届出の受理等	—	—	移譲に当たった条件等	備考	全市町村(済)ただし、中核市の山形市は除く。
221	第5条第2項	浄化槽の設置又は変更の計画に係る勧告	—	—			
222	第5条第4項	浄化槽の工事着手に係る通知の受理	—	—			
223	第10条の2第1項	浄化槽の使用の開始に係る報告書の受理	—	—			
224	第10条の2第2項	浄化槽技術管理者変更報告書の受理	—	—			
225	第10条の2第3項	浄化槽管理者変更報告書の受理	—	—			
226	第11条の2第1項	浄化槽使用休止届出の受理	—	—			
227	第11条の2第2項	浄化槽使用再開届出の受理	—	—			
228	第11条の3	浄化槽の廃止の届出の受理	—	—			
229	第12条第1項	浄化槽の保守点検又は清掃に係る助言、指導又は勧告	—	—			
230	第12条第2項	浄化槽の保守点検又は清掃に係る改善の命令又は使用の停止の命令	—	—			
231	第12条の5第4項	公共浄化槽設置に係る協議及び同意	—	—			
232	第49条第1項	浄化槽台帳の作成	—	—			
233	第49条第2項	浄化槽台帳作成に係る情報の提供の要求	—	—			
234	附則第11条第1項	特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対する助言及び指導	—	—			
235	附則第11条第2項	特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対する勧告	—	—			
236	附則第11条第3項	特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対する措置命令	—	—			

#### 浄化槽保守点検業の登録に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
237	第53条第1項	浄化槽管理者に係る浄化槽の保守点検、清掃又は業務に係る報告の徴収	—	—	移譲に当たった条件等	備考	全市町村(済)
238	第53条第2項	浄化槽管理者に係る事務所等への立入検査又は質問	—	—			

#### 浄化槽設置後の水質検査に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
239	第7条第2項	指定検査機関報告の受理	総合支庁	(月末受理)	移譲に当たった条件等	備考	全市町村(済)ただし、中核市の山形市は除く。
240	第7条の2第1項	設置後等の水質検査についての指導、助言	総合支庁	0			
241	第7条の2第2項	設置後等の水質検査に係る勧告	総合支庁	0			
242	第7条の2第3項	設置後等の水質検査についての勧告に係る命令	総合支庁	0			

浄化槽保守点検等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
243	第11条	指定検査機関報告の受理	総合支庁	(月末受理)		(H31.4.1から山形市は中核市へ移行し、当該事務は法定移譲事務に該当するため除く)  地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村ただし、中核市の山形市は除く。
244	第12条の2第1項	定期検査についての指導、助言	総合支庁	6,000			
245	第12条の2第2項	定期検査についての勧告	総合支庁	0			
246	第12条の2第3項	定期検査についての勧告に係る命令	総合支庁	0			

## ○水道法

簡易専用水道に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
247	第36条第3項	簡易専用水道の清掃等の指示	—	—		法律上は市の事務  地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村(済)
248	第37条	簡易専用水道の給水停止命令	—	—			
249	第39条第3項	報告徴収及び立入検査	—	—			

専用水道に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
250	第34条 (準用第13条第1項)	給水開始前届出	保健所	0	水道に関する知識を有する者の配置が必要	法律上は市の事務  地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村
251	第32条	施設設計確認	本庁	0			
252	第33条第1項	施設設計確認申請	本庁	0			
253	第33条第3項	確認申請書の変更届出	本庁	0			
254	第33条第5項	確認結果の通知	本庁	0			
255	第36条第1項	施設改善の指示	本庁	0			
256	第36条第2項	水道技術管理者の変更勧告	本庁	0			
257	第37条	給水停止命令	本庁	0			
258	第39条第2項	報告の徴収	保健所	2			
259	第39条第2項	立入検査	保健所	5			

## (5) 土木その他

### ○道路法

#### 県道等の管理に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	道路保全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
260	第17条第2項	都道府県道及び都道府県管理国道の管理	総合支庁	—	当該市の区域内に限る。 (指定市以外の市が都道府県に協議し、都道府県の同意を得て、道路管理者として当該管理を行うこととなる。)		全市
261	第17条第3項	都道府県道の管理	総合支庁	—	当該町村の区域内に限る。 (町村が都道府県に協議し、都道府県の同意を得て、道路管理者として当該管理を行うこととなる。)	第2次地域主権一括法により、権限委譲を推進するため新たに設けられた規定(H23.11.30施行)	全町村

#### 県道等の歩道の新設等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	道路保全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
262	第17条第4項	都道府県道及び都道府県管理国道の歩道の新設等	本庁	—	当該市町村の区域内に限る。 (指定市以外の市町村が都道府県に協議し、都道府県の同意を得て、道路管理者の権限を代行して歩道の新設等を行うこととなる。)		全市町村

### ○駐車場法

#### 路外駐車場の設置等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
263	第12条	路外駐車場の設置又は変更の届出の受理	—	—	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務 特例条例により都市計画区域を指定している町村に移譲済み	都市計画区域指定町村(済)
264	第13条第1項	管理規程の制定又は変更の届出の受理	—	—			
265	第13条第4項	管理規程に定めた事項の変更の届出の受理	—	—			
266	第14条	路外駐車場の供用の休止等の届出の受理	—	—			
267	第18条第1項	報告若しくは資料の提出の要求又は路外駐車場等への立入検査	—	—			
268	第19条	是正のための必要な措置及び供用停止の命令	—	—			

○国有財産法(河川敷地)

準用河川に係る国有財産の管理に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	県土利用政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
269	第31条の2第1項	河川法に規定する準用河川の用に供されている公共用財産の調査又は測量のための他人の占有する土地への立入	-	0	準用河川を指定している市町村を対象とする。	特例条例により準用河川を指定する市町村(旧酒田市を除く)に移譲済みただし、旧酒田市分は現在準用河川に指定されている河川は、土地名義が酒田市のため移譲は不要	準用河川を指定する全市町村
270	第31条の2第2項	占有者への立入の通知等	-	0			
271	第31条の3	境界確定の協議の要求等	-	0			
272	第31条の4第1項	境界の決定のための調査等	-	0			
273	第31条の4第2項	境界の決定	-	0			
274	第31条の4第5項	決定した境界等の隣接地の所有者等への通知及び公告	-	0			
275	第31条の5第1項	隣接地の所有者等からの境界に同意しない旨の通告の受理	-	0			
276	第31条の5第3項	境界が確定した旨の隣接地の所有者等への通知及び公告	-	0			

○不動産登記法(河川敷地)

準用河川に係る不動産登記に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	県土利用政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
277	第116条第1項	登記の嘱託(河川法第16条の3第1項の規定による河川工事に係る国土交通省所管の不動産に係るものに限る。)	総合支庁	0		準用河川を指定する市町村が、当該河川を拡幅等により買収等する際の登記事務が対象となる	準用河川を指定する全市町村